

山梨県幼児教育振興プログラム ～幼児教育の質の向上を目指して～ (概要版)

山梨県・山梨県教育委員会

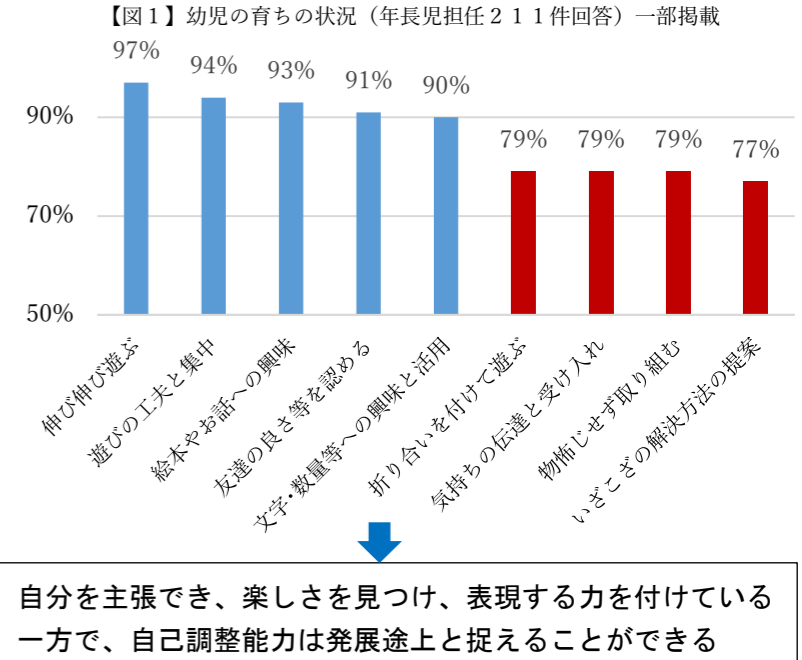
プログラム策定の基本的な考え方

- ◆策定の背景
 - <国の動向>
 - 幼稚園教育要領・保育所保育指針等の同時改訂（平成29年）により、幼稚園・保育所・認定こども園、全ての施設が「幼児教育施設」と位置付けられ、幼児期から高等学校まで一貫して育成することが示された。
 - <県の動向>
 - 令和元年6月、「山梨県教育大綱」中の「山梨県教育振興基本計画」の施策項目に「幼児教育における質の高い教育の推進」を掲げた。
 - 令和2年10月、山梨大学内に幼児教育推進拠点となる「やまなし幼児教育センター」を設置した。
- ◆策定の趣旨
 - 質の高い幼児教育の推進を図るために、本県の幼児教育の実態に即し、今後の取組や施策を取りまとめ、関係者間で共有しながら、着実に取り組む。
 - 小学校1・2年生の25人学級につながるきめ細かな指導と小学校教育への円滑な接続を図る。
 - 山梨の子ども達の自己肯定感の更なる伸長を図る。
- ◆位置付け
 - 「山梨県教育振興基本計画」における幼児教育推進のアクションプラン
 - ※「第二期やまなし子ども・子育て支援プラン」と連携を図る。
- ◆プログラムの範囲
 - 0歳から小学校及び特別支援学校小学部就学前までの子ども
- ◆実施期間
 - 令和4年度～8年度までの5年間
 - （「山梨県教育振興基本計画」(R1～R5)の改訂、国や県の動向等に応じ見直し）

本県における幼児教育の充実に向けた課題

令和2年12月に実施した「幼児教育実態把握に関する調査」、園・所による聞き取り調査、有識者による意見交換等の結果、本県の幼児教育の現状から、課題を整理。

1 幼児教育の内容・方法の改善・充実	幼児の学びや育ちの良さを伸ばし課題に対応する中で、幼児一人ひとりの健やかな成長を実現することが必要（図1参照）
2 保育者の資質及び専門性の向上	幼児の育ちを巡るめまぐるしい環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進することが必要
3 配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実	専門機関や関係機関と連携し、幼児の実態に応じた切れ目ない適切な支援を行うことが必要
4 保幼小連携・接続の推進	生きる力の基礎となる幼児教育の成果を小学校教育に円滑につなげることができるよう、保幼小連携カリキュラムの必要性について理解を図り、その取組の充実を図ることが必要
5 家庭・地域における幼児教育の充実	幼児一人ひとりの健やかな成長のために関係者が協力・連携し合い、課題に寄り添った支援をする中で、それぞれの教育力を高めることが必要
6 幼児教育推進体制の強化・充実	幼児教育の充実と質の向上のための取組を持続可能なものとする必要がある



目指す幼児教育

山梨の豊かな環境の下、幼児の主体的な活動や遊びを通して、子ども一人ひとりが、のびのびと自己を発揮し、互いの良さや可能性を認め合う力を育む幼児教育

プログラム推進に当たっての基本的な姿勢

- ① **エビデンスに基づく取組の推進**
幼児教育に関わる現場の課題等を調査や聞き取りによって把握し、分析・研究するとともにその結果を関係者間で共有
- ② **山梨ならではの取組の推進**
豊かな自然を活かした幼児教育の推進、山梨の環境や規模を活かした顔の見える関係構築による連携強化
- ③ **オール山梨による取組の推進**
幼稚園・保育所・認定こども園、保育者、家庭、行政、関係機関の連携・協働、当事者意識をもった取組

目指す幼児教育の実現に向けた6つの基本方針と重点目標

基本方針	重点目標	取組内容
1 幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実	(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解促進 (2) 幼児教育の質の評価と改善の促進 (3) 教育環境の整備 (4) 新型コロナウイルス感染症等への対応	○幼稚園教育要領等に基づいた研修会の実施 ○評価の実施状況の把握を踏まえ、研修により幼児教育の質の評価についての理解促進、学校評価等による運営改善の促進 ○教育の質の向上や安全性の確保等の観点から環境の工夫や改善を促す ◎ 学びを継続するための実践方法の研究と研修等による情報提供 等
2 保育者の資質及び専門性の向上	(1) 研修体系の整備と研修内容の充実 (2) 助言体制による園内研修の充実 (3) 保育者間、幼稚園・保育所・認定こども園の相互連携の促進 (4) 幼稚園教員免許と保育士資格の併有の促進と上位免許の取得の推進	◎ 保育者育成指標の作成、キャリアステージに応じた研修体系の構築 ● 幼稚園等の要請に応じ、幼児教育アドバイザーや自然保育アドバイザーを派遣し、園内研修への助言・支援、共同研究の実施 ○やまなし幼児教育センターにおいて、テーマや課題に沿って意見交換する場の設定 等
3 特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実	(1) 特別な配慮を必要とする幼児の理解促進と指導の充実 (2) 保護者、関係機関・部局と連携した切れ目ない支援の推進	● 専門性を有した幼児教育アドバイザーによる助言 ○個別の教育支援計画やサポートノートの必要性や作成方法などを、研修会や幼児教育アドバイザーの訪問により周知 等
4 保幼小連携・接続の推進	(1) 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進 (2) 連携・接続カリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進	○幼稚園等の保育者及び小学校の教職員等の合同研修の実施 ◎ 接続カリキュラムの実施状況の把握や先行事例の調査等を踏まえたガイドラインの作成 等
5 家庭・地域における幼児教育の充実	(1) 家庭・地域における教育への支援の充実 (2) 関係機関相互の連携の強化	◎ 家庭での取組内容を分かりやすく伝える資料の作成など、保護者の実践につながる情報提供 等
6 幼児教育推進体制の強化・充実	(1) 市町村及び関係機関・大学・部局との連携の強化 (2) やまなし幼児教育センターの取組の充実	○関係部局や関係者と連携し、現状や課題の把握、情報の共有、幼児教育の推進に必要な検討の実施 ● より質の高い教育を推進するための調査・研究等を実施 等